

う。)の設置促進、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化等が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、都道府県等におかれては、①児童相談所の強化、②市町村（地域協議会）の体制強化、③関係機関の連携強化に向けた取り組みを早急に進められたい。

【平成19年度地方交付税措置】

児童相談所の業務は、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告対象の拡大等により、相談件数の増加とともに、家庭裁判所の承認を得て行う施設入所措置や家庭への立入調査などを必要とするケースも増加してきており、児童虐待相談を中心に処遇困難事例が増加、同時に職員が抱えるストレスも増加するなど、業務過多の状態となっている。

このような現状から、児童福祉司等の職員の増員については、昨年来、各都道府県・関係団体より強く要望されているものの、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより、増員措置が厳しい状況であるが、今般、平成19年度地方交付税措置において、児童福祉司3名分（人口170万人あたり：平成18年度25人→平成19年度28人）の経費が充実される見込みであるので、各都道府県等におかれては、一層必要な人員体制の確保に努めるとともに、地域協議会の立ち上げ支援や運営上の指導を行うなど、管内市町村の児童相談体制の連携強化等を含め、総合的な児童相談体制の充実を努めていただきたい。

なお、一部の自治体においては、児童福祉司が知的障害者福祉司や身体障害者福祉司を兼務している、障害児と障害者の相談事業（判定業務や手帳交付事務等）を統合した「障害関係相談所」などにおいて相談事業が行うといった取組を進めており、児童福祉司の増員措置への対応に当たっては、こうした地方交付税で措置されている知的障害者福祉司や身体障害者福祉司の措置人員を活用するなどの柔軟な対応も考えられる。（資料10（94頁））

【児童相談所運営指針等の改正】

近年の虐待による死亡事例等の検証結果について、社会保障審議会児童部会の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」における検討を踏まえ、本年1月23日に児童相談所運営指針等の見直しを行い、各都道府県知事等に通知したところである。（資料11（95頁））

今般の改正では、児童虐待に関する児童相談所と市町村等との密接な連携を確保する観点から、（1）市町村は、地域内の児童虐待の状況を的確に把握する観点から、虐待対応が進行中の児童すべてについて、そ

の状況をフォローすることとし、地域協議会の調整機関等において進行管理台帳を作成することとしたほか、(2)市町村は、児童相談所に送致を行ったケースに関し、立入調査や一時保護の実施について、必要があると認めるときは、地域協議会における協議等を踏まえ、児童相談所長又は都道府県知事等に対し、通知できることとしたところである。

市町村が行う通知の取扱いについては、まず直接の担当である児童相談所に通知し、その上で迅速かつ確実な対応が必要と判断される場合に、改めて都道府県知事等に対し通知することを想定しているが、都道府県等においては、市町村から通知があった場合には、当該児童相談所に事実関係を確認し、必要に応じ適切な指示を行っていただきたい。あわせて、児童相談所が実施する立入調査や一時保護について評価を行う観点から、児童福祉審議会が、立入調査や一時保護の実施状況を点検することとし、都道府県等の児童福祉主管部局においては、立入調査や一時保護の実施件数、困難事例、市町村から通知を受けた事例への対応状況等についてとりまとめ、適宜、児童福祉審議会に報告することとされたい。(資料12(97頁))

本改正については、立入調査や一時保護等の迅速な対応を図り、子どもの安全確保を最優先とした対応を適切に実施するために重要な内容であることから、児童相談所をはじめ管内市町村並びに関係団体等に対し、説明会を開催する等により、その周知を図られたい。

なお、改正通知発出後に各自治体よりいただいた疑義照会について、回答を取りまとめたので、あわせて周知を図られたい。(資料13(98頁))

【平成18年度補正予算、平成19年度予算(案)】

迅速かつ的確な対応のため、平成18年度補正予算においては、児童虐待等緊急対策として、車輛整備、警備設備等の設置、一時保護施設の定員不足解消のための施設整備等を盛り込んだところであり、同補正予算を積極的に活用されたい。特に、一時保護施設の定員不足の解消は緊急の課題であり、入所率が高く、定員不足を生じている都道府県等については、資料14(102頁)のとおり、早急に、一時保護施設等緊急整備計画を策定し、定員不足の解消等に務められたい。

また、統合補助金の児童虐待防止対策支援事業を見直し、弁護士等と連携を図るための経費や、夜間休日体制や一時保護施設の強化を図るために非常勤職員を配置するための経費について、各児童相談所単位で実施できるよう、補助基準を改善したほか、平成19年度予算(案)からは、児童相談所が学識経験者等と連携し、スーパーバイズを受けるための経費についても、同様に補助基準を改善することとしている。

さらに、民間組織と連携し、児童虐待やいじめ等で思い悩む子どもた